

41

**人権  
公務員の人権**

**正解**

19,6,15,5

- ア 19 中立
- イ 6 実質
- ウ 15 管理職
- エ 5 裁量

**完成文**

〔国家公務員法〕102条1項は、公務員の職務の遂行の政治的ア 中立性を保持することによって行政のア 中立的運営を確保し、これに対する国民の信頼を維持することを目的とするものと解される。

他方、国民は、憲法上、表現の自由（21条1項）としての政治活動の自由を保障されており、この精神的自由は立憲民主政の政治過程にとって不可欠の基本的人権であって、民主主義社会を基礎付ける重要な権利であることに鑑みると、上記の目的に基づく法令による公務員に対する政治的行為の禁止は、国民としての政治活動の自由に対する必要やむを得ない限度にその範囲が画さるべきものである。

このような〔国家公務員法〕102条1項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると、同項にいう『政治的行為』とは、公務員の職務の遂行の政治的ア 中立性を損なうおそれが、観念的なものにとどまらず、現実的に起こり得るものとしてイ 実質的に認められるものを指し、同項はそのような行為の類型の具体的な定めを人事院規則に委任したものと解するのが相当である。

・・・本件配布行為は、ウ 管理職的地位になく、その職務の内容や権限にエ 裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員により組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであり、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないから、公務員の職務の遂行の政治的ア 中立性を損なうおそれがイ 実質的に認められるものとはいえない。そうすると、本件配布行為は本件罰則規定の構成要件に該当しないというべきである。

42

## 行政事件訴訟法 主張適格

正解

11,16,1,6

- ア 11 自己の法律上の利益
- イ 16 請求を棄却する判決
- ウ 1 審査請求を棄却した裁決
- エ 6 処分の違法

### 完成文

第一に、「取消訴訟においては、**ア 自己の法律上の利益**に関係ない違法を理由として取消しを求めることができない」(10条1項)。これは、訴えが仮に適法なものであったとしても、**ア 自己の法律上の利益**に関係のない違法を理由に取消しを求めることはできない(そのような違法事由しか主張していない訴えについては**イ 請求を棄却する判決**が下されることになる)ことを規定するものと解されている。取消訴訟が(国民の権利利益の救済を目的とする)主觀訴訟であることにかんがみ、主觀訴訟における当然の制限を規定したものにすぎないと評価がある反面、違法事由のなかにはそれが**ア 自己の法律上の利益**に関係するものかどうか不明確な場合もあり、「**ア 自己の法律上の利益**に関係のない違法」を広く解すると、国民の権利利益の救済の障害となる場合もあるのではないかとの指摘もある。

第二に、「処分の取消しの訴えとその処分についての**ウ 審査請求を棄却した裁決**の取消しの訴えとを提起することができる場合には」、**ウ 審査請求を棄却した裁決**の取消しにおいては「**エ 処分の違法**を理由として取消しを求めることができない」(10条2項)。これは、**エ 処分の違法**は、処分取消訴訟において主張しなければならないという原則(原処分主義)を規定するものと解されている。

43

## 行政法の基礎 行政法の一般原則

正解

13,4,1,9

- ア 13 住民自治
- イ 4 信頼
- ウ 1 信義衡平
- エ 9 不法行為

完成文

… **ア 住民自治**の原則は地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則であり、また、地方公共団体のような行政主体が一定内容の将来にわたつて継続すべき施策を決定した場合でも、右施策が社会情勢の変動等に伴つて変更されることがあることはもとより当然であつて、地方公共団体は原則として右決定に拘束されるものではない。しかし、右決定が、単に一定内容の継続的な施策を定めるにとどまらず、特定の者に対して右施策に適合する特定内容の活動をすることを促す個別的、具体的な勧告ないし勧誘を伴うものであり、かつ、その活動が相当長期にわたる当該施策の継続を前提としてはじめてこれに投入する資金又は労力に相応する効果を生じうる性質のものである場合には、右特定の者は、右施策が右活動の基盤として維持されるものと**イ 信頼**し、これを前提として右の活動ないしその準備活動に入るのが通常である。このような状況のもとでは、たとえ右勧告ないし勧誘に基づいてその者と当該地方公共団体との間に右施策の維持を内容とする契約が締結されたものとは認められない場合であつても、右のように密接な交渉を持つに至つた当事者間の関係を規律すべき**ウ 信義衡平**の原則に照らし、その施策の変更にあたつてはかかる**イ 信頼**に対して法的保護が与えられなければならないものというべきである。すなわち、右施策が変更されることにより、前記の勧告等に動機づけられて前記のような活動に入つた者がその**イ 信頼**に反して所期の活動を妨げられ、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被る場合に、地方公共団体において右損害を補償するなどの代償的措置を講ずることなく施策を変更することは、それがやむをえない客觀的事情によるのでない限り、当事者間に形成された**イ 信頼**関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の**エ 不法行為**責任を生ぜしめるものといわなければならない。そして、前記**ア 住民自治**の原則も、地方公共団体が住民の意思に基づいて行動

する場合にはその行動になんらの法的責任も伴わないということを意味するものではないから、地方公共団体の施策決定の基盤をなす政治情勢の変化をもつてただちに前記のやむをえない客観的事情にあたるものとし、前記のような相手方のイ 信頼を保護しないことが許されるものと解すべきではない。